

子ども自立支援プログラム（抜粋）

1 目的

生活保護受給世帯と生活困窮世帯の中学生、高校生、18歳未満の無就学・無就労者とその保護者に対して子どもや保護者が主体的に将来への希望を持ち進路等を考え選択できるよう支援するとともに子ども世帯の課題を整理し、様々な関係機関と連携して学校生活の定着、中退や不登校の防止、学習機会の提供などを行い、子どもの社会的自立を支援すること。

2 対象世帯

生活保護者及び生活困窮者のうち、本市が適当であると認めた以下のいずれかの子どもとその保護者とする

- (1) 中学生・高校生
- (2) 若年層の無就学・無就労者
- (3) その他、本市が本事業の対象として適当であると認めた者

3 実施主体

宮崎市福祉事務所、宮崎市自立相談支援センター

4 主な関係機関

市関係課（子育て支援課等）、中学校、高等学校、教育委員会、児童相談所、保健所、民生・児童委員協議会、警察等

5 実施方法

支援が必要な世帯に対して、ケースワーカーと子ども支援員が協働し、当該世帯の状況に応じた役割分担を行いながら関係機関と連携して継続的な伴走型の支援を実施する。

※子ども支援員の役割については「資料1」参照。

6 実施内容

- (1) 問題を抱えている子どもの掘り起こし
(中略)
- (2) 支援検討会議の実施
(中略)
- (3) 支援の実施
支援内容は、以下①～③のとおり。
(中略)

<支援の主な内容>

- ・中学生や高校生の進路決定に当たり、進学や就業など将来向かう方向について共に考える。
- ・中退や不登校を防止・改善するため、学校等と連携し支援するとともに、将来を見据え生活習慣等の安定を図る。
- ・学習習慣が身につけていない子や学力が低い子に対し、子どもの居場所づくり事業や民間団体等が行っている学習支援に繋げ、学習の場を提供する。
- ・子育てに不安を抱えている親の思いや悩みを受け止めながら、対応を共に考える。

①中学生の場合

- ア 家庭訪問等により、子どもと保護者それぞれと面接し、生活状況や就学状況、進路等に関する意向を確認し、支援対象者が主体的に将来の夢を持って学校生活を送れるよう支援する。
- イ 進学を希望する子どもについては、各種制度を利用した資金計画等の助言を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。
- ウ 家庭訪問等で把握した状況から生活意欲の低下や学習面などに大きな課題が生じている子どもに対しては、学校に積極的に働きかけ、支援体制を構築し、必要に応じて子どもの居場所づくり事業への参加を促し、学校等関係機関と連携して子どもの課題を改善できるよう支援する。
- エ 子どもを支援するうえで、保護者の無関心や精神疾患が疑われるなど子どもだけでなく家庭環境に問題がある場合は、ケースワーカーや保健師等と連携し、保護者にも寄り添い、ともに問題を解決していく伴走型の支援を行う。
- オ 中学校を卒業後、就職も進学もすることが難しい子どもについては、生活困窮者等就労準備支援事業や子どもの居場所づくり事業への参加を促し、それぞれの段階にあった社会参加を促し、自己決定が出来るよう支援する。

②高校生の場合

- ア 家庭訪問等により、子どもと保護者それぞれと面接し、生活状況や就学状況、進路等に関する意向を確認し、支援対象者が主体的に将来の夢を持って学校生活を送れるよう支援する。
- イ 進学を希望する子どもについては、各種制度を利用した資金計画等の助言を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。
- ウ 生業扶助やアルバイト収入の取り扱い等の説明を十分に行い、高校在学中から将来の生活設計を意識できるように促す。
- エ 家庭訪問等で把握した状況から生活意欲の低下や学習面などに大きな課題が生じている子どもに対しては、学校に積極的に働きかけ、支援体制を構築し、必要

に応じて子どもの居場所づくり事業への参加を促し、学校等関係機関と連携して子どもの課題を改善できるよう支援する。

オ 子どもを支援するうえで、保護者の無関心や精神疾患が疑われるなど子どもだけでなく家庭環境に問題がある場合は、ケースワーカーや保健師等と連携し、保護者にも寄り添い、ともに問題を解決していく伴走型の支援を行う。

カ 高校を卒業後、就職も進学もすることが難しい子どもについては、生活困窮者等就労準備支援事業や子どもの居場所づくり事業への参加を促し、それぞれの段階にあった社会参加を促し、自己決定が出来るよう支援する。

③若年層の無就学・無就労者の場合

ア 家庭訪問等により、生活状況や子ども及び保護者の気持ちを確認し、直ちに就職や進学等につなげても定着が困難な場合は、生活困窮者等就労準備支援事業や子どもの居場所づくり事業への参加を促し、それぞれの段階にあった社会参加を促し、自己決定が出来るよう支援する。

イ 上記アの支援に対して、子どもの抵抗がある場合は、保護者等からの情報をもとに子どもに寄り添い信頼関係を構築し、次の段階につなげるきっかけを探る。

ウ それぞれの段階で医療や福祉などの専門機関につなげた方がよい場合は、調整を行い、子ども自身や保護者が主体的にそれぞれの機関を利用できるように専門機関と連携しながら支援する。

エ 子どもを支援するうえで、保護者の無関心や精神疾患が疑われるなど子どもだけでなく家庭環境に問題がある場合は、ケースワーカーや保健師等と連携し、保護者にも寄り添い、ともに問題を解決していく伴走型の支援を行う。

附則

このプログラムは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

子ども支援員の役割について

資料 1

【子ども支援員とは】

- 複雑な状況に置かれた子ども達の家庭に深く入り込み保護者と信頼関係を築き伴走型の支援を行う子ども専門の支援員
- 福祉部と教育委員会、学校、その他関係機関・団体等との「つなぎ役」の役割を果たす

【子ども支援の全体像（イメージ）】

【目標】子ども達自身が将来への希望を持ち社会的自立への一歩を踏み出せるようになること 将来 

